

目 次

はしがき (i)

初出一覧 (iii)

凡 例 (ix)

序 章 I

- 1 問題提起 (i)
- 2 社会構造的差別の是正に関する問題局面 (4)
- 3 本書の構成 (6)

第一章 平等原則解釈論の包括的再構成 9 ——社会構造的差別の是正に向けて

はじめに 9

第一節 アメリカ連邦最高裁判例の基本的枠組みと問題点 11

- 1 間接差別——Davis判決(1976年) (11)
- 2 アファーマティブ・アクション——Croson判決(1989年) (15)

第二節 反従属原理の規範要請 18
——社会構造的差別の是正という視点

- 1 Karstの「平等な市民的地位原理」 (18)
- 2 Karstの平等原則解釈論 (22)
- 3 アファーマティブ・アクションの憲法上の位置づけ (29)

第三節 社会構造的差別の是正と国家機関の制度的能力 31

- 1 問題の所在 (31)
- 2 社会構造的差別の是正を求める権利の法規範性 (32)
- 3 間接差別に関する理論的整理 (35)
- 4 アファーマティブ・アクションの憲法上の位置づけの整理 (38)

第四節 日本国憲法における平等原則解釈論 40

- 1 人種集団以外への「反従属原理」の適用可能性 (40)
- 2 日本における社会構造的差別の実態 (41)

3	社会権条項と平等条項の役割分担 (47)	
4	平等原則の保障内容の二元的把握と学説の展開 (49)	
5	憲法14条1項前段と後段の分離解釈 (58)	
	おわりに	65
1	本章のまとめ (65)	
2	第二章～第四章で論じるべき事項 (66)	
第二章 憲法上の平等原則と私的自治		69
——パブリック・アコモデーションにおける 差別を巡る議論を手がかりに		
	はじめに	69
1	問題の所在 (69)	
2	分析の視角 (71)	
3	検討対象・手順 (74)	
第一節 アメリカにおけるパブリック・アコモデーション(PA)法の 展開		76
1	コモン・ロー上のサービス提供義務の根拠——「独占排除理論」と 「行為理論」 (76)	
2	南北戦争後の法状況——Civil Rights Cases (1883年) (80)	
3	1964年市民権法第2編の誕生——Heart of Atlanta Motel 判決 (1964年) (83)	
4	パブリック・アコモデーション法の課題——連邦及び州の 立法不作為 (86)	
第二節 差別禁止法理の射程限定と独占排除理論の再構成		88
——Richard A. Epstein		
1	自己所有と契約の自由 (89)	
2	市場原理による差別の解消 (91)	
3	市場独占状態での差別の規制——独占排除理論の応用 (94)	
4	Epsteinの議論の意義と問題点 (97)	
第三節 差別禁止法理の射程拡大と公共空間における 差別禁止 ——Joseph Willam Singer		99
1	古典的な財産権理解への批判 (100)	
2	財産権と社会関係 (103)	

3	パブリック・アコモデーション法の法的性格 (107)	
4	Singerの議論の意義と課題 (110)	
5	平等理論との接合 (114)	
6	アメリカの議論の総括 (117)	
第四節 日本の議論状況		118
1	判例の展開——パブリック・アコモデーションにおける差別事例を中心に (119)	
2	パブリック・アコモデーション判例の一般的傾向と問題点 (137)	
3	私人の差別を巡る民法学の議論状況——大村敦志と吉田克己 (144)	
4	憲法学的考察と解釈論の提示 (153)	
おわりに		162
1	本章のまとめ (162)	
2	今後の課題 (163)	
第三章 間接差別の憲法的統制		167
——カナダの判例理論を手がかりに		
はじめに		167
1	問題の所在 (167)	
2	検討対象・手順——カナダの判例理論の分析 (172)	
3	用語の整理 (174)	
第一節 カナダの平等判例の基本構造		174
1	カナダ人権憲章の平等権条項と違憲審査制の特徴 (175)	
2	直接差別に関する平等権侵害の認定基準の変遷 (177)	
3	実質的平等を保障する理論的根拠に関する学説の見解 (189)	
第二節 カナダの間接差別判例		193
1	Fraser判決以前の判例の展開 (194)	
2	Fraser判決(2020年) (212)	
3	間接差別に関する判例理論の整理 (227)	
4	反従属原理との関係性——私見との関係も含めて (232)	
第三節 日本の判例分析——カナダの議論を踏まえて		235
1	夫婦同氏制合憲判決(2015年) (236)	

2	その他の判決の分析 (240)	
3	判例分析のまとめと、判例の課題の抽出 (253)	
	おわりに	255
1	本章のまとめ (255)	
2	今後の課題 (256)	
第四章 アファーマティブ・アクションの違憲審査のあり方		259
——「動機審査」及び「成果主義」の観点から		
	はじめに	259
1	反従属原理とアファーマティブ・アクションの違憲審査 (260)	
2	問題の所在 (261)	
第一節 人種を対象にしたアファーマティブ・アクション判例の展開		264
1	アファーマティブ・アクションが実施されるようになった時代背景 (264)	
2	Bakke判決(1978年) (265)	
3	判例規範の明確化——Croson判決(1989年) (271)	
4	判例規範の整理と問題点の抽出 (276)	
5	人種区分による差別感情の助長 (277)	
第二節 「人種的敵意」と「動機審査」		279
1	問題の所在 (279)	
2	John H. Elyの動機審査理論 (280)	
3	二つの疑問点への回答 (282)	
4	Elyの動機審査と実体的権利保障の整合性 (284)	
5	Richard H. Fallon, Jr.の見解——実体的規範論への再構成 (285)	
第三節 「成果主義」の再検討		289
1	メリトクラシーにおけるメリットの意味 (290)	
2	成果主義が重視される歴史的背景 (291)	
3	社会構造的差別の被害の固定化 (293)	
4	成果の評価方法と国家活動の効率性——Amartya Sen (294)	
5	私見 (297)	

おわりに 301

1 本章のまとめ (301)

2 今後の課題 (302)

終 章 303

1 本書のまとめ (303)

2 今後の研究の方向性 (306)

事項・人名索引 (309)

主要判例索引 (312)